本号で公布された法令のあらまし

◇エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二七号）（経済産業省）

1　ショーケースを特定エネルギー消費機器に追加することとした。（第二一条関係）

2　ショーケースの製造事業者等に係る勧告及び命令の要件は、生産量又は輸入量が一〇〇台以上であることとした。（第二二条関係）

3　この政令は、平成二九年三月一日から施行することとした。

◇公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第二八号）（厚生労働省）

1　年金機能強化法附則第一四条及び第二一条の政令で定める事項

㈠　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「年金機能強化法」という。）附則第一四条の政令で定める老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付又は年金たる保険給付は、次に掲げるものとした。（第一条関係）

(1)　国民年金法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（以下「昭和六〇年改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による老齢年金及び通算老齢年金

(2)　厚生年金保険法による老齢厚生年金及び特例老齢年金並びに昭和六〇年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

(3)　昭和六〇年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

(4)　平成二四年一元化法改正前国共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二四年一元化法」という。）附則第三七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付をいう。）のうち退職共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下「昭和六〇年国家公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法及び昭和六〇年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

(5)　平成二四年一元化法改正前地共済年金（平成二四年一元化法附則第六一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。）のうち退職共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下「昭和六〇年地方公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法及び昭和六〇年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金たる給付であって退職を支給事由とするもの

(6)　平成二四年一元化法改正前私学共済年金（平成二四年一元化法附則第七九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。）のうち退職共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

(7)　移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第一六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち退職共済年金並びに移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

㈡　年金機能強化法附則第一四条の政令で定める規定は、次に掲げるものとした。（第二条関係）

(1)　国民年金法附則第九条の三第一項

(2)　昭和六〇年改正法附則第三一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第二六条（旧国民年金法附則第九条の三の規定により適用される場合に限る。）及び第二九条の三

㈢　年金機能強化法附則第一四条前段に規定する場合における国民年金法等の規定の適用について必要な読替えを規定するものとした。（第三条関係）

㈣　年金機能強化法附則第二一条の政令で定める老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付又は年金たる保険給付は、次に掲げるものとした。（第五条関係）

(1)　国民年金法による老齢基礎年金及び同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金並びに旧国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金

(2)　厚生年金保険法による特例老齢年金並びに旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

(3)　㈠の(3)から(7)までに掲げる年金たる保険給付

㈤　年金機能強化法附則第二一条の政令で定める規定は、次に掲げるものとした。（第六条関係）

(1)　厚生年金保険法附則第八条

(2)　昭和六〇年改正法附則第六三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四六条の三

(3)　昭和六〇年改正法附則第八六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三九条ノ二

2　老齢基礎年金等の裁定等の請求に関する経過措置

㈠　年金機能強化法附則第一四条の規定により年金機能強化法の施行の日（以下「施行日」という。）において同条に規定する老齢基礎年金等の支給要件に該当するに至ったものとみなされるべき者は、施行日前においても、施行日において当該支給要件に該当することを条件として、当該老齢基礎年金等について国民年金法第一六条の規定による裁定の請求の手続をとることができるものとした。（第四条関係）

㈡　年金機能強化法附則第二一条の規定により施行日において同条に規定する老齢厚生年金等の支給要件に該当するに至ったものとみなされるべき者は、施行日前においても、施行日において当該支給要件に該当することを条件として、当該老齢厚生年金等について厚生年金保険法第三三条の規定による裁定の請求の手続をとることができるものとした。（第七条関係）

㈢　年金機能強化法附則第三五条又は第四〇条の規定により施行日において年金機能強化法附則第三五条又は第四〇条に規定する退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するに至ったものとみなされるべき者は、㈡に準じた決定の請求の手続をとることができるものとした。（第八条及び第九条関係）

3　この政令は、平成二九年八月一日から施行するものとした。ただし、2は同年三月一日から施行するものとした。